

個人情報保護条例の制定を



平八重 光輝 議員

平八重光輝議員 平成十四年四月から、本町でも

情報公開条例が施行され、町の保有する情報を特別な場合を除き、公開するようにになった。高度情報化社会においては、情報の大量処理や迅速かつ広汎な伝達が可能になっていく。民間や公共部門において、大量の個人情報が入り集まり、利用されている。また、本人が知らないうちに、情報が収集され、本来の利用目的を超えて利用されたり、誤った個人情報が増えたり、利用されることにより、プライバシーが侵害される事態が生じるおそれがある。

る。個人情報は、重要なもの、決して漏洩してはならないものであるが、条例化について、どのように考えるか。また、町が保有する個人情報の項目数は、いくらからいあるのか。

北村町長 自己に関する個人情報の開示、訂正等を求める町民の権利を保障するとともに、行政が保有する個人情報の取り扱いについて、十分な保護を図るため、個人情報保護条例を整備する方向で検討したい。

企画広報課長 大きな項目として、税関係など三七項目と考える。小さな項目まで含めると、およそ二〇〇項目と考えられる。



行政が保有する個人情報も多大（役場町民課）

制定を急ぐべきだ

平八重議員 個人情報の不必要な閲覧の禁止、業務上の必要な閲覧についても、閲覧者・閲覧日時を記録する等のシステムを含め、早急な制定が必要ではないか。

町長 条例制定は、合併時をと考えている。現在、町村合併に向けて、電算システムの改修を予定しているため、それに併せて検討・整備作業を進めていく計画である。